

令和6年4月9日

保 護 者 様

和歌山市立松江小学校
校 長 川野 一郎

警報発表時の措置について（保存版）

登校前に、和歌山県全域・和歌山市に大雨警報、暴風警報の

どちらかが発表されている時は、自宅待機させてください。

ただし、テレビやラジオなどでは、従来の発表区分が用いられることがありますので、次の①②の2点に注意願います。

- ①和歌山市が対象となっていない場合でも、紀北や北部区域の他の市町村が対象となった場合に紀北や北部の区分を使用した報道があります。
- ②和歌山市が対象となった場合でも、紀北の区分を使用した報道がされる場合があります。

◇午前8時までに、上記警報が解除になった時、安全を確認し登校する。

◇午前9時までに、上記警報が解除になった時、9時30分より授業を始めます。

いずれの場合も、まず安全を確認の上、登校する。

◇9時現在、上記の警報が発表中の場合は、臨時休業とします。

◇午前6時現在、上記警報発表中の場合、その後、警報が解除されても給食はありません。従って、授業は午前中だけです。

登校後、上記の警報が出た場合や予期せぬ出来事が生じた場合は、児童の安全第一を考えて判断します。

児童の下校に際しましては、危険と考えられるときは、学校で待機します。集団下校は行いません。安全を確認しながら、保護者によるお迎えをお願いします。時間等については、ぐるりんメールでお知らせします。

* 下記の状況で登校を見合わせる場合、学校に連絡してください。

- ・ 警報が出ていなくても、登校するには危険を感じる時
- ・ 強い余震が予想される場合や、津波の警報が出ている時等
- ・ その他（通学途上の道路の冠水、家の倒壊、倒木等）

* 和歌山市で震度5弱以上の地震が発生し、危険が予想される時は、臨時休業とします。

* 津波警報や大津波警報が発表されるなど、学校が避難所となる場合は、臨時休業とします。

台風接近に伴う措置について

*前日、夕刻の時点で、台風が和歌山県に接近、上陸のおそれがある場合、和歌山市教育委員会の指示に従って、市内一斉に翌日の給食を中止します。その場合、翌日の給食は実施できません。

（台風がそれで暴風警報・大雨警報が解除されていても給食は実施できませんので、授業は午前中のみで下校します。）

上記の措置は、年間を通じての措置です。

- ◎ 警報が出た場合、もしくは解除になった場合も、あわてず児童の安全を第一に考えてください。少々時間に遅れてもかまいません。
- ◎ 保護者が留守の場合の緊急時の下校先について、子どもと相談しておいてください。